

子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業実施要綱

3 福保総企画第 6 号

令和 3 年 4 月 1 日

一部改正 令和 5 年 3 月 3 1 日 4 福保企企画第 7 9 5 号

一部改正 令和 6 年 3 月 2 9 日 5 福祉企企第 4 0 2 号

一部改正 令和 7 年 3 月 3 1 日 6 福祉企企第 6 0 4 号

一部改正 令和 8 年 3 月 3 1 日 7 福祉企企第 6 5 2 号

1 目的

この事業は、2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～（以下「戦略」という。）で戦略の核に据えた 3 つの C（Children、Chōju、Community）を推進していく上で、地域の実情や具体的な取組実態などを踏まえ、東京都（以下「都」という。）と特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）が連携し、戦略が目指す「全ての子供の笑顔を育み、チルドレンファーストの社会へ」「望む人の「叶えたい」を支え、一人ひとりの自己実現を応援」「心豊かに暮らし、いつまでも輝けるアクティブな Chōju 社会」「支え合いの輪を拡げ、誰もが「つながり」を実感できる社会へ」のビジョンの実現に取り組むことを目的とする。

2 実施主体

対象事業の実施主体は、区市町村とする。ただし、区市町村は、他に定める場合を除き、この事業の交付の対象となる事業の運営を団体等に委託し、又は団体等に助成して実施することができるものとする。

また、事業の内容により、複数の自治体が合同で実施することができるものとする。

3 対象事業

この事業は、戦略に記載されている 3 つの C（Children、Chōju、Community）に係る以下の事業のうち、既存の補助事業の対象範囲を超えた分野横断的な取組や事業効果が複数分野に波及する先駆的な取組を対象とする。ただし、東京都知事（以下「知事」という。）が特に認める場合を除き、専ら金銭の支給、料金の減免等の経済的給付を目的とする事業等は除くものとする。

（1）Children（子供）

「全ての子供の笑顔を育み、チルドレンファーストの社会へ」及び「望む人の「叶えたい」を支え、一人ひとりの自己実現を応援」のビジョンの実現に関する事業

ア：通常区分：子供政策を目的とする事業

イ：結婚・子育て支援区分：結婚・子育て支援を目的とする事業

（2）Chōju（長寿）

「心豊かに暮らし、いつまでも輝けるアクティブな Chōju 社会」のビジョンの実現に関する事業

(3) Community (居場所)

「支え合いの輪を広げ、誰もが「つながり」を実感できる社会へ」のビジョンの実現に関する事業

4 補助期間

補助期間は、知事が特に認める場合を除き、単年度とする。

なお、継続して補助する期間は単年度を単位とし、3か年を限度とする。

5 事業の採択

知事は、毎年度、対象事業を評価し、採択する事業を決定する。

6 実施方法

区市町村は、3の規定に掲げる対象事業の中から選択し、必要な要綱等を制定して事業を実施するものとする。

なお、区市町村長は、事業実施後、知事に対し事業の実績を報告するものとする。

7 経費の補助

対象事業の実施に必要な経費は、都が別に定めるところにより予算の範囲内で補助するものとする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日付4福保企企画第795号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日付5福祉企企画第402号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月31日付6福祉企企画第604号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和8年3月31日付7福祉企企画第652号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。